

統計センターの役割・業務等の
在り方に関する提言
(案)

平成18年〇月〇日

統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会

目 次

はじめに	1
第1章 現状と課題	
1 統計センターの現状	
(1) 統計センターの目的、業務、体制	2
(2) これまでの実績	3
2 統計行政をとりまく課題	
(1) 統計行政全体の課題	6
(2) 公的統計の質的向上を実現するための要素	7
(3) 行政改革の要請	8
(4) 統計行政の課題と行政改革の要請への対応	9
3 統計行政の課題への統計センターの貢献	
(1) 統計センターの貢献可能性	10
(2) 統計センターにおいて新たに実施することが期待される具体的業務	11
第2章 課題の解決方策と留意事項	
1 基本的な考え方	15
2 コアコンピタンスの明確化	16
3 外部リソースを活用した製表業務等の的確な実施	
(1) 製表業務におけるコアコンピタンスの維持・向上に関連の深い業務の実施体制等	16
(2) 製表業務における外部リソースを活用する業務	17
(3) 新たな業務への対応	17
4 外部リソースの活用に当たっての留意点	
(1) 情報管理の徹底による統計の信頼性の確保	17
(2) 品質の維持向上・期限厳守とトータルコストの削減	18
(3) 統計に関する専門性やノウハウの維持・向上への配慮	18
(4) 外部リソースの活用方法（的確な仕様の提示等）	18
5 業務・システムの改革等	
(1) 基幹業務システムの刷新	19
(2) 研究成果の活用等による業務の見直しと専門的能力の向上	19
第3章 新たな組織の在り方	
1 人材の確保、育成等の在り方	
(1) 今後の業務に従事する常勤職員に求められる能力	20
(2) 有能な人材を確保、育成するための方策	20
2 独立行政法人の見直しへの対応	21
第4章 統計センターの役割・業務等の在るべき姿～統計センターの将来像～	
むすび	23
	25

はじめに

統計行政の改革の時である。

行政に対する継続的な改革が進められる中、これまで比較的波静かだった統計行政にも改革の波が押し寄せている。産業構造の変化に対応した新たな統計の整備、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へという基本的視点に立った統計法制度の見直し、限られた資源の有効活用の観点からの統計行政の在り方の見直し、統計調査環境の変化に対応した調査方法等の見直しなどが時を同じくして進められている。

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、統計行政の最大目的の一つである正確な統計の迅速かつ安定的な作成・提供を製表（集計）機能面から担っている。統計センターについては、独立行政法人としての組織・業務等の見直しが予定されているが、その際には、上記のような統計行政の改革の動向を踏まえ、改革全体の方向と整合のとれた形で統計センターの役割・業務等の在り方を検討することが望まれる。

本提言は、総務省統計局長の要請にこたえて平成18年3月から6月にかけて5回にわたり開催した「統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえて、取りまとめたものである。

総務省統計局（以下「統計局」という。）及び統計センターなど関係機関においては、本提言で示した統計センターの将来像の実現に向けて、自律的かつ主体的に取り組まれることを要請する。

第1章 現状と課題

統計センターの役割・業務等の在り方を検討していくに当たって、この章では、統計センターの現状、統計行政をとりまく課題を整理した上で、統計行政の課題解決に統計センターがどのような役割を果たしうるのかについて考察を行う。

1 統計センターの現状

(1) 統計センターの目的、業務、体制

統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とし、

- ① 国勢調査等の製表
- ② 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて行う製表
- ③ 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理
- ④ ①～③の業務に必要な技術の研究
- ⑤ ①～④の業務に附帯する業務

を実施する機関として平成15年4月に設立された独立行政法人であり、その役職員には国家公務員身分が与えられている。前身は、総務省の施設等機関であり、総理府統計局製表部、総務庁統計センターの時代を通じて、統計局が所管する統計調査の製表を中心に実施してきた。

統計センターが実施する具体的な製表業務は、統計調査によって収集された膨大な調査票（データ）を、正確性、迅速性を確保しつつ効率的に処理するため製表全体の計画及び事前の準備、製表システム開発等を行ったうえで、①調査票の受付整理、②調査票の入力、③分類符号の格付、④データチェック、⑤結果表の作成、⑥結果表の審査という工程で実施されている。その他、正確性の確保のためのデータエディティングの方法、製表業務の効率化等を図るための符号格付の自動化等の製表技術の研究を行っている。

統計センターは、このような製表業務を遂行し、正確な統計を作成すること等を通じて国民や社会に貢献することを使命として活動を行っている。

統計センターの常勤職員数は約900人であり、その約9割は製表業務の中核を担う製表部に配属されている。製表部の組織は、国勢調査等の大規模な統計調査が周期的に行われることに伴い生じる業務量の変化に柔軟に対応し、製表要員を機動的に活用するため、調査ごとの縦割の組織ではなく、製表業務の管理、製表業務の企画、製表業務の実施、製表結果の審査、製表に必要な情報処理といった各調査に共通する機能別の

組織としている。また、総務部のほか規模は小さいが部相当の組織として研究センターが置かれている。

(2) これまでの実績

① 高度な専門性を持った中央集計機関

統計センターは、これまで時代の要請から生じる様々な統計行政の課題解決に統計調査の製表（集計）機能面で貢献してきた。

例えば、大規模な周期調査については、極めて膨大な量の調査票（例えば全世帯を対象とする国勢調査の場合約5千万枚）を正確かつ早期に処理することが必要となる。

また、重要な経済指標となる労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等の経常調査については、毎月の厳しい期限に対応し、正確な統計を迅速に作成することが求められる。例えば、経済判断や生活に直結するCPIの計算については、約3万の小売店舗、事業所から約500品目の商品・サービス、2万3千世帯の家賃等を調査して収集される商品等の価格データについて、店舗等で発生する商品換え等に伴う調査商品の変更に対する価格変動への適切処置な接続措置を行いながら、調査月末には東京都区部の速報値、調査月の翌月には全国の消費者物価指数を公表する期限に間に合うよう、データの加工、集計、審査を非常に短期間で行わなければならない。

統計センターでは、長年にわたる大規模調査の製表実務で培った専門性・ノウハウと最新の技術を駆使して効率的な製表システムを作り上げ、こうした課題に対応してきた。

さらに、個々の統計調査だけで考えるのではなく、統計局所管の周期調査及び経常調査、その他各府省及び地方公共団体から委託を受けた統計調査等の製表を合理的に組み合わせリソースを効果的に活用することや効果的な専門技術を各調査へ転用することなどにより効率性や集計期間の短縮を追求してきた。

同時に、国民・企業の秘密を含む大量かつ絶え間なく到着する調査票の情報、市場に影響を与える重要な経済指標（失業率、消費者物価指数等）の公表前の結果情報を常時適切に取扱うよう情報管理を徹底してきた。

いうまでもなく、統計は後世に残る国民の共有財産であり、一度失われれば二度と取り返すことができないものである。また統計センターで製表を実施する統計調査の結果は、地方交付税交付金の算出や年金額の改定等といった国民生活に影響する施策の基礎情報として用いられている。そのため、製表の失敗は許されないし、中立性の確保も必要不可欠である。

統計センターは、このような重要な統計の製表業務を長期にわたり信頼性を確保しつつ正確かつ迅速に実施することで、独自のノウハウや専門性を蓄積し、統計行政の一翼を担う高度な専門性を持った中央集計機関として重要な地位を占めてきた。

② 統計センターの強み

上述のように、統計センターは長年にわたって製表の役割を担うことで、次のような独自のノウハウや専門性等を蓄積し、その能力等を培ってきた。

ア 正確な統計データの処理に関する高い専門性

膨大なデータを短期間で正確に処理し、社会の求める統計として集計することは容易なことではない。

統計の原データとなる調査票は、現実には、完全なものではない。記入者の誤解や未記入など様々な要因から、情報の欠落や矛盾などの記入不備が隠れている。こうした記入不備は一目でわかるものもあるが、中には熟練した者の目を経なければ発見できないようなものもある。高品質で有用な統計を作成する上では、記入不備を出来る限り効率的に発見し、取り除くことが必要である。

このような処理を現実のデータに対して行うには、机上の理論だけでは不十分であり、長年の業務経験を通じ、実践的に培われた専門家の目やノウハウが欠かせず、数多くの調査業務をこなす中での能力を培ってきた。

イ 統計・製表に関する高い専門性

また、統計を作成する上では、個別の情報を一定の基準の下で、あらかじめ設定された統計の分類に区分する業務（(1)で示した「分類符号の格付」業務、以下、「符号格付」という。）が必要となる。

現実の調査票には、机上で想定した範囲を超えて、様々な表現や内容が現れてくる。符号格付を正確に行うには、基準や分類についての正確な理解が必要であることは言うまでもないが、こうした記入の背後にある（社会・経済的な）事情の理解も必要である。その意味で、長期にわたる現実の業務の中で、分類等の統計・製表に関する理論・知識・技法の高度化を図ってきた。

ウ 統計の専門処理・技術に関する業務基盤の構築能力

統計センターでは、ア、イで述べたような能力を備えた専門技術者を多数育成し、分類に関する理論・知識・技法や、データクリー

ニング（記入不備等を発見し除去）等の統計理論についての知識を有する者が、情報処理技術を用いて、正確かつ専門的な製表の実施に必要不可欠な、高度で効率的な製表システムの企画開発を行ってきた。これにより、製表全体を支える独自の業務基盤を構築し、大量な情報の正確かつ迅速な処理を行ってきた。

エ 厳格な情報管理能力

公的統計に対する信頼を確保するため、統計センターでは、保有する調査票やデータについて、外部との往来を遮断する管理システムや暗号化等のセキュリティシステムの構築、個々の職員のコンプライアンスの徹底等により、国民・企業の秘密を含む調査票の情報及び市場に影響を与える公表前の統計情報の管理の徹底を実現している。

オ 組織的な品質管理能力

重要な統計作成においては、製表の誤りを防ぐための万全の備えが必要である。統計センターでは、各調査の特徴を踏まえた符号格付の検査の実施、製表業務の各工程やプログラム開発における品質管理体制の整備、集計結果の多角的な審査等により、徹底した品質管理を実践している。

これらの能力は、長年にわたって比類のない大量のデータから正確・迅速・安定的に重要な統計データを限られたリソースの下で作成し続けてきた中で培われてきたものであり、類似の状況に置かれている機関は我が国には見当たらないことから、こうした能力は、統計センターのみが有する独自のものであり、統計センターの強みであるということができる。

③ 統計行政への貢献と行政改革への的確な対応

統計センターは、このように自らの強みを培い、統計作成能力を高めることによって製表分野で統計行政をサポートしてきたが、その統計作成能力の向上は組織の肥大化を伴うものではなく、逆に、定員削減計画に対応し、非常勤職員や外部委託の活用、IT技術を活用した業務の効率化を進め、昭和59年の統計センター（総務庁の施設等機関）発足時には1474人であった定員を平成14年度末までに1214人まで削減し、独立行政法人化後も、一貫して定員削減を図りながら業務を進めるなど、行政改革の要請に的確にこたえながら着実に業務を遂行してきた。

2 統計行政をとりまく課題

(1) 統計行政全体の課題

現在の我が国の統計の問題は、「統計制度改革検討委員会報告」（平成18年6月5日）（別紙1）等において指摘されている。

同報告等の指摘から、総じていえば、

- i)社会の必要とする統計が十分に整備されていないこと、
- ii)行政記録の統計への活用が進んでいないこと、また、これに関連して行政記録を活用した母集団情報が整備されていないこと、
- iii)調査環境の変化に統計調査が対応しきれていないこと
- iv)統計の高度利用のニーズへの対応がなされていないこと、

が、我が国の統計が抱える重要な問題であるといえ、限りのある各種リソースをより有効に活用してこれらの問題に対応し、公的統計の質的向上^(注)を実現することが、統計行政全体の課題となっている。

このため、現在、政府全体を通じた効率的・効果的な統計整備を推進していく「司令塔」機能の強化等を内容とする統計法制度の抜本的見直しをはじめ、各般の取組が進められている。

ここでは、特に、以下の①～④の取組に注目したい。

(注) 本提言において「公的統計の質的向上」とは個別の公的統計の質的向上にとどまらず、公的統計に係る行政サービスの質的向上を含む概念として用いている。

① 産業構造の変化に対応した新たな統計の創設

現在、上記 i) の問題に対応するため、産業構造の変化に対応した新たな統計の創設が進められている。その中でも、いわば事業所・企業版の国勢調査ともいべき「経済センサス」の創設と、GDPの約7割のウェイトを占めるサービス産業全体の動向を月次で概括的に把握する新たな動態統計の創設は、我が国の経済社会の実態を的確にとらえ得る統計の体系的整備に向け、特に注目される取組といえる。

② 行政記録の統計への活用、ビジネスフレームの整備

上記 ii)、iii)の問題に直接対応し、限りあるリソースの有効活用に資する取組として、行政記録の統計への活用が推進されている。これによって、統計調査を取り巻く環境の変化に対応し、効率的な統計作成や調査対象者の負担軽減等が期待される。

この行政記録の統計への活用に関する重要な取組として、事業所・企業を対象とする共通の母集団情報である「ビジネスフレーム」の整備が挙げられる。これは、上述の「経済センサス」をはじめ、事

業所・企業に係る基礎的な統計の作成等に活用することで、公的統計作成の正確性・効率性の向上、報告者負担の軽減に資することを目的として整備されるものである。

③ 統計調査の調査環境への変化への対応

上記iii) の問題に対応した取組として、プライバシー意識等の高まり、オートロックマンションの増加などにより、統計調査への協力が得にくくなっていること等を背景として、総務省において国勢調査の実施に関する有識者懇談会が開催されるなど、調査実施者における統計調査の調査方法、調査員業務の在り方、調査内容等の見直しに向けた取組が進められている。これに伴い、調査票の回収の流れや記入内容も変化することが想定され、製表も含めた統計作成過程全体における取組みも求められてくる。

④ 統計データの二次的利用

「行政のための統計」から、「社会の情報基盤としての統計」あるいは「国民の共有財産としての統計」へと転換すべきことが指摘されている中で、上記iv) に対応した取組として、公的リソースを投入し、調査対象となった国民や事業者の負担と協力を得て作成された貴重な公的統計のデータについては、秘密保護を前提に、学術研究目的を始めとして、出来る限り有効活用を促進すべきものである。

このような視点から、諸外国に比べ遅れている統計データの二次的利用に向けた取組が強く求められている。

このため、統計法制度の抜本的見直しの中で、統計データの二次的利用の促進に必要な措置を講じることが検討されている。同時に、統計データの二次的利用に伴って必要となる事業として、3.(2)③で後述する、「データアーカイブ」の整備、「オーダーメード集計」・「匿名標本データの作成」等の実施が求められている。

(2) 公的統計の質的向上を実現するための要素

(1)①～④で述べた取組は、いずれも、我が国の統計行政が直面する問題に対応し、公的統計の質的向上を図っていく上で重要な取組であるが、その実現には、以下に挙げるような要素が鍵となってくる。

① 「統計に関する高い専門性・技術」、「人的資源」

上述の取組の実現に必要なリソースの面からみると、いずれの取組も、統計に関する高い専門性・技術や、そうした専門性を備えた一定の人的資源の投入を要するものといえる。

特に、ビジネスフレームについては、統計調査の調査票に含まれる情報のみならず関係行政機関等から提供された情報をも活用し、さらにはその情報から符号格付等を行うなどのデータの加工作業を通じて作成・更新することが想定されており、こうした業務を遂行するためのリソースも必要となる。

統計データの二次的利用の促進についても、3.(2)③で後述するように、「データアーカイブ」の整備、「オーダーメード集計」・「匿名標本データの作成」等の実施のいずれも、統計データの処理方法等についての高度の専門性や、統計データの加工、編集、集計、提供等を遂行し得る専門性を備えた人的資源が必要となる。

② 「適正な情報管理」、「組織的な品質管理」

(1) ①～④の取組について、業務の性質の面からみると、統計データの二次的利用における調査票の使用や行政記録の活用に当たっては、個人や企業の秘密が万が一にも漏れることのないよう、「適正な情報管理」の徹底が強く要請されることとなる。仮にこのような情報が漏れるようなことがあれば、二次的利用に提供した統計調査の調査対象や、統計に活用した行政記録の関係者の信頼を大きく揺るがすこととなりかねず、ひいては、国民の調査協力への意識にも影響を与えることとなる。

更に統計データの正確性を確保し得るような、「組織的な品質管理」を徹底していくことも、これらの取組の成否の重要な鍵を握るものといえる。特に、調査環境の変化により、調査票の記入不備が増加するなど、正確性への要請はますます増してくるものと考えられる。

(3) 行政改革の要請

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るために、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)には「国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間で5%以上純減させる。」こと等が明記され、政府全体として定員純減に取り組むこととされている。これについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。)」において同趣旨の規定が設けられている。

また、「民間にできることは民間に」の基本理念の下、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月)の指摘を受けて決定された、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、市場化テストの速やかな本格的導入、官業の民間開放の推進が定められ、国が直接実施している事務・事業のほか、独立行政法人等が行う事務・事業について市

場化テスト・民間開放への取組を求めている。

統計行政も行政の一分野として、定員等を増加させることなく、これらの行政改革に積極的に取り組んでいくことが必要である。

また、独立行政法人である統計センターに対しても国の行政機関に準じた人件費の削減、市場化テスト・民間開放の実施に向けた検討が求められている。

(4) 統計行政の課題と行政改革の要請への対応

① 統計行政の課題と行政改革の要請への対応

行政改革の取組の中で、(1)において述べた、公的統計の質的向上を実現するために必要な新たな取組を実現させるためには、これを実施する機関において、既存の事業に対し相当な効率化の実現を図った上で、合理化分の範囲内で新たな取組みに着手し、両者を両立させることが最善の道である。

② 両立の先行事例

このような統計行政の課題解決と行政改革の実現との両立に向けての先行事例と考えられるのが、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月）である。

当計画においては、

- ・ 各府省で整備する情報システムの集約を図り政府として「効率的なシステム投資」、「システム運用の効率化」を達成しつつ、
- ・ 統計調査のオンライン化、統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出、統計情報のワンストップ・サービスの実現等の統計サービス向上を図ること

等を目的とする「各府省共同利用型システム」の整備を行い、平成20年以降本格運用開始することとされ、同システムの管理運用は統計センターが行うこととされている。

なお、同計画では、統計センターが管理運用を行う理由等については、

- ・ システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うことから、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要であること
- ・ 経済的かつ効率的な民間委託、外部人材の弾力的登用等の法人独自の創意工夫及び経営努力を通じ、業務の効率化及び経費の低減を実現できること

などが挙げられている。

3 統計行政の課題への統計センターの貢献

(1) 統計センターの貢献可能性

行政改革の要請の中で統計行政が直面する新たな課題に対し、真摯な自己改革の実施を前提条件として統計センターは一定の貢献を果たすことができると考えられる。

すなわち、統計行政が直面する課題である「産業構造等の変化に対応した新たな統計の創設」、「行政記録の統計への活用、ビジネスフレームの整備」、「統計調査の調査環境への変化への対応」、「統計データの二次的利用の促進」等の公的統計の質的向上を実現するために重要な取組において鍵となる要素は、2(2)において述べたとおり、「統計に関する高い専門性・技術」、「人的資源」、「適正な情報管理」、「組織的な品質管理」である。

他方、1(2)②において示したように、統計センターは、長年にわたり、独自の強みとして培ってきた、「正確な統計データの処理に関する高い専門性」、「統計・製表に関する高い専門性」、「統計の専門処理・技術に関する業務基盤の構築能力」、「厳格な情報管理能力」、「組織的な品質管理能力」等を培ってきており、さらに統計センターが中央集計機関として現在行っている業務の規模等を照らし合わせれば、統計センターは公的統計の質的向上に何らかの貢献し得る素地を持っているといえる。

しかし、行政改革の要請は、統計センター自身の役職員の純減も求めていると同時に、新たな業務を行っていくためには、現在持っている能力に磨きをかけ、新しい技術を自分のものとしていかなければならない。

そのため、統計センターが従来からの役割を果たしつつ新たな役割を担っていくには、経営改革によって自らの組織・業務を効率化（注）するとともに、これまで培ってきた能力を研究成果の活用等によりさらに伸ばしていくことが必要不可欠である。

いずれにしても公的統計の質的向上は、時代の要請として確実に実現していく必要があり、しかも限られた資源の中で効率的な形で実現しなければならないものである。

こう考えると、統計行政全体の課題の中には、統計センターが独立行政法人としての自律性や専門性をいかして自らの経営改革によって効率化を進めるとともに研究成果の活用等により能力を向上させることによって、業務の公益性を維持しつつ、各府省が行うべき公的統計の質的向上に資する新たな取組に関する業務を集約的に支援する形で貢献しうるものも存在すると考えられる。

そして統計センターがこのような貢献を果たすことは、統計センターの持つ強み、規模、公共性、さらには組織の柔軟性等をいかした業務の効率化の実現可能性を勘案すると、国の各行政機関に分散して置かれて

いる統計関係の部局が直接かつ個別に同様の課題に取り組む場合に比べ、より合理的であるといえる。

以上のことから、統計センターが、自らの経営改革を行うことによって、次の(2)に掲げる新たな業務を実施し、公的統計の質的向上に一定の貢献を果たすことを期待する。

なお、2(4)②において述べた各府省共同利用型システムは、今後の新たな取組みに対して1つの先行事例になるものと考える。

(注) 本提言において、以下、統計センターが行う「効率化」については、単に業務の無駄を省くだけでなく、業務・組織の組み換えや改革によって、その効率性の向上を徹底的に追及することを含む意味で用いている。

(2) 統計センターにおいて新たに実施することが期待される具体的業務

① 各府省共同利用型システムの運用管理（ビジネスフレームの整備等の個別システムに関連する業務）

各府省共同利用型システムの運用管理については、3(1)②で述べたように、統計センターがその任に当たることが決定されている。

関連して、2(1)②で述べたビジネスフレームについても、この各府省共同利用型システムの一部にその機能が組み込まれることが想定されている（注）。

こうした各府省共同利用型システムに関連する業務であって公的統計の質的向上に必要なものについては、統計センターが積極的に引き受けていくことが望ましい。

(注) 具体的には、各府省共同利用型システムの一つである事業所・企業データベースの運用管理がそれに該当するものである。

② 統計データの二次的利用の推進

ア データアーカイブ

データアーカイブとは、統一的な考え方の下に、個別データ統計作成過程の各種情報を整理収録し、その散逸を防ぐとともに、行政施策や研究等の統計データの二次的利用に供する場合の基盤や窓口となる機能を有する仕組みであり、オーダーメード集計、匿名標本データの作成・提供、インサイト集計などの統計データの二次的利用の前提となる基礎的な事業と考えられる。

データアーカイブには、調査票等の個別データのほか、サンプリング方法、調査方法等の調査実施に関する情報のドキュメント、さらには、集計に当たってのデータ処理に関する情報のドキュメント

など、統計データの二次的利用を行うに当たって必要な関連情報（メタデータ）も格納する必要がある。

また、データアーカイブは、個別データを取扱うことから徹底した情報管理が求められるほか、整理収録に当たっての個別データの処理やメタデータの整備等のため、相当の専門知識と労力が必要となる。

データアーカイブについては、上記のような点を考慮しつつ、各調査実施者においてその実施方法を判断すべきものであるが、総務省統計局の実施する統計調査のデータについては、統計センターにおいて集計結果及び個別データの保存を行ってきたこと等を考慮すれば、統計センターにそのシステム構築及び管理・運営を委託し、統計センターにおいてアーカイブシステムの管理・運営を実施することが適切であると考えられる。

また、将来的には、各調査実施者の合意の下、統計サービスの利便性向上と効率化を図るため、一元的にシステム及び業務を集約していくことについても検討する必要がある。

イ オーダーメード集計

オーダーメード集計とは、調査票を保有する行政機関等が統計利用者からの個別の要請に応じて調査票を集計してその結果を提供するものである。

オーダーメード集計については、統計センターのこれまでの業務に親和性が高いことから、集計業務の効率的な実施及び調査実施者の事務負担の軽減等のため、総務省統計局を始めとする各府省の委託に基づき、情報管理の徹底を図りながら、統計センターは当該サービスの提供に積極的に関与していくべきである。

なお、集計希望者からプログラムの提供を受けたオーダーメード集計も考えられるが、この場合、提供を受けたプログラムを通じて個別データの漏洩等がないようにプログラム自体の審査等が必要となる。これについては、統計センターが培ってきた集計システム・プログラム開発の能力をいかすことができるものと考える。

ウ 匿名標本データ

匿名標本データとは、個別データから地域区分や世帯番号等の個体識別情報を消去するなどして個体識別を不可能にした標本データであり、当該データは学者等の第三者に提供することを前提として作成されるものである。

匿名標本データの作成については、情報管理の徹底を図りつつ個別

データの秘匿ルールや加工ルールを決定した上で一定の処理を施す必要がある。統計センターは、これまで統計局所管の統計調査及び各府省から委託を受けた統計調査の製表を通じて、個別データ処理の技術を確立させており、秘匿ルール・加工ルールを調査実施者と連携して決定した上で、当該業務を的確に遂行する能力は十分あるものと考えられる。

このため、オーダーメード集計と同様、総務省統計局を始めとする各府省の委託に基づき、情報管理の徹底を図りながら、統計センターは当該サービスの提供に積極的に関与していくべきである。

エ 各事業の実施の在り方

データアーカイブ、オーダーメード集計、匿名標本データの作成等の統計データの二次的利用に関する事業は一体的に実施することが合理的である。今後、まずは、統計局と連携しつつ、統計局が実施する統計調査のデータを中心としてこれらの事業を一体的に展開することによって、統計データの二次的利用の促進がかねてから指摘されながら実際には本格的利用が進んでいない現状を打破するため、我が国の統計データの二次的利用の先導的役割を果たすことが期待される。さらに将来的には各府省共同利用型システムの一つとして位置付け、各府省が実施する統計調査に関しても同様のサービスを各府省及び国民に提供していくよう、限界はあるものの出来る限りの実務を引き受けていくことが必要と考える。

また、統計データの二次的利用の最大の顧客は、大学等の研究者であると考えられるが、顧客の利便性とセキュリティ等を考慮すると、統計局の協力の下、一橋大学で行われた試行的な取組の延長として、大学と統計センターとの共同事業で全国に統計データの二次的利用のための拠点（情報は閉鎖的に管理）を整備することを検討すべきである。

③ 新たな製表業務

経済センサスやサービス産業動態統計などの統計局等において新たに実施するための準備が進められている統計調査の製表、行政記録等を用いた統計情報等の作成は、強み・能力をいかして統計センターが積極的に実施すべき業務であると考える。

更に、調査環境の変化に対応して、製表機能面からの統計の正確性の維持をサポートすることが統計センターに大いに期待されているものと考える。

なお、いずれの業務についても、従来の強みをいかしていくため、業務内容に応じた新たな知識・技術等の習得のため、十分な準備を行うこ

とが必要である。

④ 統計に関するコンサルティング、統計の品質評価

現在統計センターでは、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて統計調査の製表等を実施している。また、製表業務に関し、国の行政機関等に対する技術的な支援を行っている。今後は、これらに加えて、新たに実施する各府省共同利用型システムの運用管理及び今後実施することが期待される統計センターの二次的利用の推進に当たる立場で、国の行政機関等から統計に関し様々な相談を受けて的確な解決方策（ソリューション）を示していくことが必要になると考えられる。

また、国の行政機関等は、統計関係業務について、将来的には民間委託を一層活用する方向に向かうと予測される。その中で公的統計の質的向上の観点から、民間会社で行われた集計業務の品質評価を行うことが必要になると考えられる。

このようなニーズに応えて、これまで統計センターが培ってきた強みをいかした統計に関するコンサルティング、統計の品質評価を行うことによって、公的統計の質的向上に大きく貢献することが可能と考えられる。その前提として、統計センターは自らの専門技術、品質管理等に関し、その技術的水準の向上に一層の努力を払うとともに、学会発表を行うなど、積極的に周知を図るべきである。

第2章 課題の解決方策と留意事項

新たな事業を展開するからといって、統計センターの組織の肥大化は許されない。

統計センターが従来からの役割を果たしつつ第1章で述べた新たな役割を担っていくためには、経営改革によって自らの組織・業務の効率化を図り、研究成果の活用等により専門的能力を高め、自ら新たな事業を実施するためのリソースを生み出すことが必要不可欠である。

この章では、この課題の解決方策について考察を行う。

1 基本的な考え方

第1章1（2）で示したとおり、これまで統計センターは組織・業務の効率化を行ってきたが、それは業務環境の変化が比較的緩やかな中で、漸進的な効率化により定員削減等を達成してきたものであった。

しかし、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革が進められる中、統計制度の改革に対応して新たな事業に着手し、公的統計の質的向上に貢献していくためには、これまでの漸進的な効率化の考え方を質的に転換して、新たな発想の下、製表業務について抜本的な効率化を進める必要がある。

具体的には、統計センターにとって、いわゆる「コアコンピタンス」（組織として自ら保有すべき中核的な能力・強み）に相当するものは何かを明確化した上で、統計センターの「コアコンピタンス」の維持・向上に関連の深い業務に常勤職員を重点的に配置するとともに、その他の業務については、外部リソースを積極的に活用していくという考え方に基づき、中長期的に製表業務に必要な常勤職員数を見据えた戦略的な効率化を進めるべきである。このことによって、製表業務に従事する常勤職員数について、従来よりも大幅な削減が可能となる。

同時に、常勤職員が行う業務についても、基幹業務システムの刷新などを通じた効率化の徹底を図っていくとともに、研究成果を還元して業務に活用すること等により、組織としての専門的能力を高めていく必要がある。

なお、これらの方策の実施については、統計制度改革等の進展を考慮する必要があること、周期調査が5年毎に実施されていること、人材の育成、能力の高度化には一定の時間を要することなどから、統計制度改革等の進展に対応する中期的な改革期間（5年から7年程度）を設定して、計画的に推進することが必要である。

2 コアコンピタンスの明確化

第1章1(2)において述べた、「正確な統計データの処理に関する高い専門性」、「統計・製表に関する高い専門性」、「統計の専門処理・技術に関する業務基盤の構築能力」、「厳格な情報管理能力」、「組織的な品質管理能力」等のこれまで統計センターが培ってきた能力・強みは、統計法第1条に規定されている「統計の真実性」の確保とその担保措置である「秘密の保護」とを実現しつつ、公的統計に係るデータ作成・管理・提供に関する業務を遂行していくに当たって、もっとも重要な能力である。

また、新たに担っていくことが期待される業務の遂行に当たっても、第1章3(2)で述べたこれらの業務が必要とする要素を考慮すれば、同様にもっとも重要な能力であるといえる。

このような統計センターの能力・強みは、統計センターにとって、現在及び将来の業務を成り立たせていく上で中核となるものとして、「コアコンピタンス」に相当するものである。

例えば、第1章(2)②で紹介した符号格付の場合に即していえば、調査票に表れる様々な記入内容について、調査内容や記入者の状況等を考慮して組織として判断し、適切に分類を行う能力は、一つの「コアコンピタンス」といえる。また、こうした業務の遂行を通じて理論・知識・技法等を蓄積することによって、様々な基準等の作成や疑義判断を行い得るようになるが、このような理論・知識・技法等の蓄積も、「コアコンピタンス」の構成要素の一つといえる。

3 外部リソースを活用した製表業務等の的確な実施

(1) 製表業務におけるコアコンピタンスの維持・向上に関連の深い業務の実施体制等

これまで統計センターが担ってきた製表業務のうち、製表の企画・管理業務及び高度な専門的判断を必要とする業務をはじめとする「コアコンピタンス」の維持・向上に関連の深い業務に常勤職員の重点的な配置を行うことが適當である。

その際、

① 経済センサス、サービス産業動態統計等の新たな調査の創設やプライバシー意識の高まり等の調査環境の変化、

② 郵送調査、オンライン調査の部分的導入等の調査方法の多様化や実査と製表の接近、行政記録の活用等による取り扱いデータの多様化・複雑化

への対応等のため、強みの一つとしている「正確な統計データの処理に

関する高い専門性」に対する一層強いニーズが生じることも考えられることから、製表技術等に関する研究成果の活用や個々の職員の能力向上によりコアコンピタンスを一層向上させておく必要があることに、留意が必要である。

(2) 製表業務における外部リソースを活用する業務

コアコンピタンスの維持・向上に関連性の深い業務以外の業務については、外部リソースを積極的に活用することとする。

調査の実施頻度、調査対象、調査の規模、調査内容等の相違による個別の統計調査の特性を考慮するなど更なる精査が必要であるが、現時点において、外部リソースを積極的に活用する対象業務としては、以下のものが考えられる。(各業務の詳細は別紙2参照)

- ① 調査票の受付業務
- ② 調査票（OCR調査票）のデータ入力業務
- ③ 符号格付業務（OCR調査票以外の調査票はデータ入力業務を含む）
- ④ システム運用・保守業務

(3) 新たな業務への対応

新たな業務（「各府省共同利用型システムの運用管理」、「統計データの二次的利用の推進」、「統計に関するコンサルティング、統計処理の品質評価」）については、第1章2(2)で述べたこれらが必要とする要素等を考慮すると、製表業務の実施体制と同様の考え方により推進可能と考える。

よって、今後の新たな業務の実施及びその内容が一層明確になる中で、業務内容、業務量を精査した上で、(1)において述べた考え方で常勤職員の配置及び外部リソースの活用を行うことが適当であると考える。

なお、当該業務における常勤職員のリソースは、製表業務における(2)で述べた業務に外部リソースを導入することによって、新たなリソースを生み出し、これによって対応を行う必要がある。

4 外部リソースの活用に当たっての留意点

統計の作成に外部リソースの活用を行うに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 情報管理の徹底による統計の信頼性の確保

製表業務や新たな業務は、国民、企業等の秘密を含む調査票の情報を扱うものが多く、情報管理に関し問題点が発生した場合、統計行政全体の信用を失墜させてしまう可能性がある。さらに、今後、統計に用いる

行政記録等の情報管理に関し問題点が発生すれば、そのような新たな取組の後退を余儀なくされるおそれがある。

また、統計センターは市場に影響を与える消費者物価指数や失業率等の公表前の情報を取り扱っており、その管理に問題が発生した場合、市場の公平性・健全性や、我が国の行政、経済、市場への国際的な信用に影響するおそれもある。

したがって、統計センターにおいて外部リソースを活用する際には、①市場に影響を与える公表前情報等、外部に委ねること自体が、統計センターに対する信頼確保等に支障を及ぼすような情報を扱う業務については、自らが責任をもって管理する、②それ以外の業務についても、契約上又は法令上の措置のほか、国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や公表前の統計情報が漏洩しない実効性のある実務上の措置（例えば統計センター内において外部リソースを活用するなど）を講じる、などの配慮が必要である。

(2) 品質の維持向上・期限厳守とトータルコストの削減

外部リソースを活用するに当たっては、統計の品質の維持向上と期限の厳守とを確保した上で、外部リソースの活用のために生じた附帯的なコストを含むトータルコストが低減できることが前提として必要である。

(3) 統計に関する専門性やノウハウの維持・向上への配慮

統計センターの専門性、ノウハウは、これまでの業務遂行の積み重ねの中で培われてきたものであり、3(2)において掲げた業務等についてのアウトソーシングに当たっては、この専門性やノウハウの新たな蓄積を長期的に持続させ、統計センターの専門性やノウハウを維持し統計の品質を保てるよう配慮しなければならない。

例えば、当該業務をすべて外部に委ねることとした場合も、外部リソースを活用している業務について、その一部を若手の常勤職員に経験をさせ実態を理解させるなど統計センターの常勤職員の専門性等の維持・継承に向けた配慮が必要である。

(4) 外部リソースの活用方法（的確な仕様の提示等）

どの外部リソースを活用するか、業務遂行の場所をどうするかなど、外部リソースの活用方法の選択に当たっては、調査の特性、業務の種類、性格等を踏まえて、業務の遂行における管理の必要性、常勤職員と外部リソースとの連携の度合い、他工程における業務との連携等について十分に検討を加えた上で、それも踏まえて確実に業務が実施され、正確な統計データが作成されるよう、外部リソースの活用方法に応じて的確な

仕様を定めることが必要である。

また、当該業務仕様が確実に実行できるか否かについて、適切な方法により事前に十分な検証・確認を行っておくことが必要である。

5 業務・システムの改革等

(1) 基幹業務システムの刷新

ハードウェアについては、ホストコンピュータを中心とするレガシイシステムからの脱却を図るなど、基幹業務システムの刷新を行うことで、機器関係の経費を平成7年から10年間で約16億円（平成7年）から約11億円（平成17年）まで節減している。今後もこの取組を積極的に推し進め、機器に関する経費をさらに節減していくことが必要である。

また、ソフトウェアについても、既存のプログラムや汎用的な市販ソフトの活用による省力化、各種業務の標準化等により一層の合理化効率化を図っていく必要がある。

(2) 研究成果の活用等による業務の見直しと専門的能力の向上

製表業務におけるIT化の拡大を図り、業務の効率化を推進していく必要がある。

例えば、自動格付けシステムの研究成果を業務に活用することで、平成17年度に行った平成16年事業所・企業統計調査の新設事業所の産業分類格付の検査業務では、従来方式で業務を行った場合の55%に当たる約8千人日の投入量の削減を実現しており、今後とも製表技術の研究成果を業務に反映して効率化を図っていく必要がある。

また、オンライン調査や行政記録の活用等のデータ収集と製表を一体的に考える統計作成手法や統計データの二次的利用に関する研究を行い、これら研究成果の活用等により専門的能力を高める必要がある。

このような研究については、大学や研究機関との共同研究等の実施により、研究者の知識を活用した効果的な研究成果が期待できるほか、共同研究に参画した統計センター職員の専門性が高まり、統計センターの「コアコンピタンス」の維持・向上という効果も期待できると考えられる。

第3章 新たな組織の在り方

今後5年間で5%以上の役職員数の純減が求められている中で、統計センターが新たな統計調査の製表を含む製表業務を実施しつつ新たな業務を展開するためには、それを支える有能な人材の確保及び育成が必要不可欠である。また、来年に迫った中期目標期間終了時の主務大臣による独立行政法人の組織等の見直しに適切に対応しなければならない。

この章では、統計センターが今後実施することが想定される業務に従事する常勤職員に求められる能力を明らかにしつつ、今後の人材確保、育成等の在り方について常勤職員を中心に考察するとともに、独立行政法人としての統計センターの組織等の見直しに当たっての留意点を示すこととする。

1 人材の確保、育成等の在り方

(1) 今後の業務に従事する常勤職員に求められる能力

統計センターが今後実施することが想定される業務は、従来から行っている総務省統計局が実施する統計調査の製表及び各府省等からの受託製表、第1章3(2)で整理した統計センターにおいて新たに実施することが期待される業務（新たに実施される統計局関係の統計調査の製表、各府省共同利用型システムの運用管理、統計データの二次的利用の推進、統計に関するコンサルティング、統計の品質評価）である。

これらの業務に必要な要素は前述したとおりであり、これを考えると今後の事業に従事する常勤職員に求められる能力は、従来の製表業務におけるコアコンピタンスの維持向上に關係の深い業務を的確に実施できる能力と非常に類似していると考えられる。

(2) 有能な人材を確保、育成するための方策

次のような事項について検討を行い、将来を見据えた人事戦略を確立することが必要である。

① 業務内容等に応じて求められる能力の種類等の明確化

今後実施する各業務を工程等に応じて細分化し、細分化されたそれぞれの業務内容等に応じて求められる専門能力の種類やレベルを明確にするとともに、それらの能力の種類やレベルに応じて、どの程度の職員数が将来必要となってくるかについての見通しを持つことが、将来を見据えた人事戦略を確立する大前提として、必要である。

② コアコンピタンスを支える人材の採用

今後、統計・製表の専門性等を強化し、コアコンピタンスを支えるという観点から、大学や大学院等で統計や情報技術等の高等専門教育

を受けた者をより積極的に採用していくべきである。

また、統計データの二次的利用の推進に関して大学との共同事業の実施について触れたが、こうした事業を通じて統計に関心のある者を確保していくことも考えられる。さらに、大学や民間研究機関などの統計及び情報技術の専門家の任期付採用や中途採用を検討すべきである。

③ 専門家育成のための明確なキャリアパスの設定

①の整理を踏まえて、業務の的確な遂行に必要な専門能力を有する者を計画的に育成していかなければならない。専門能力ごとにどのような実務を経験させていけば当該専門能力を有する専門家が育成できるかについて検討を行い、明確なキャリアパスを設定することが必要である。

キャリアパスの設定に当たっては、専門能力が何であるかにかかわらず、国の調査実施機関での勤務を経験させることが重要である。調査実施関係業務を行うことにより統計に関する様々な知識と広い視野を得ることができる。

また、大学と共同研究を行い職員を大学に派遣するなど官学連携による専門家の育成も考えられる。学者・研究者の知識・技術を吸収することによって専門能力を高める効果が期待できることに加えて統計の利用者の立場が体感でき視野が広がるとともに、有為な人材を確保できる機会が増えるという副次的な効果も期待できる。さらに、民間企業・研究機関等との人事交流も積極的に検討すべきである。

④ 職員の意識改革と士気向上のための制度の整備

困難な組織改革を成し遂げることができる人材を育成するためには、組織全体としての運動を起こすことなどによる職員の意識改革が必要である。また、業績、発揮した能力、努力等が考慮される評価制度を確立し適切な評価基準を設定することや納得性の高い処遇制度、昇進・昇格制度を確立することなどによる、職員の士気向上が重要である。更に、一度失敗しても再度挑戦できる再評価制度の検討も必要である。

2 独立行政法人の見直しへの対応

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条においては、「主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるもの

のとする。」とされている。

統計センターは平成 19 年度末で中期目標期間が終了することから、平成 19 年度中に見直しが行われる。

これまで国の行政機関から移行した独立行政法人のうち 56 法人について見直しが行われ、特定独立行政法人 51 法人のうち、46 法人が非特定独立行政法人（一部廃止）となっている。

また、行革推進法第 52 条では、「平成 18 年度以降に中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとする。」とされている。

このような状況の中で、国家公務員の身分に関する結論を出すのは本研究会の役割ではなく、総務省独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で主務大臣が判断する事項であることを確認したが、研究会において委員からは国家公務員の身分に関して①制約が少ないなどメリットもあり国家公務員の身分はなくても良いという意見、②国家公務員の身分にはこだわらないが、公的な仕事をしたいという期待権にこたえるべきという意見などがあった。

これらの意見に留意しつつ、統計センターの組織の在り方については、今後実施する業務の性質とその停滞による支障の程度、行政改革の要請、コアコンピタンスの維持・向上のための人材育成・確保戦略上のメリット・デメリット等を勘案し総合的に検討することが必要である。

第4章 統計センターの役割・業務等の在るべき姿～統計センターの将来像～

この章では、これまで考察してきたとおり、新たな業務の実施、コアコンピタンスの維持・向上に關係の深い業務への常勤職員の重点配置と専門能力の向上、外部リソースの積極的な活用という新たな方向に大きく舵を切った統計センターが目指すべき将来的な目標を列挙することによって、「統計センターの将来像」を描いてみることとしたい。

- ① 統計の品質に直結する業務に常勤職員を集中的に投入し、その業務の実施や計画的なキャリアパスの設定により職員の専門スキルを向上させ、これらの専門スキルを有する職員の層を厚くすることで、今まで以上に高い信頼性と品質を持つ統計の作成・提供を実施。また、同一の専門スキルを有する職員の層を厚くすることで、職員間での議論が活発化し、職員同士が切磋琢磨しながらやりがいを持って統計を作成する組織に変革。
- ② 情報管理やコンプライアンスに関する職員の層を厚くすることで、調査票・ビジネスフレーム情報のみならず、秘密度の高いあらゆる行政記録等の情報の入力・集計・管理・補完・蓄積等にも対応可能な体制を構築。
- ③ 外部リソースを積極的に活用することで、組織の肥大化を防ぐ一方、従来の定員の枠にとらわれない短期間の大量・集中投入が可能になることから、このメリットを生かした集計の早期化を計るなどサービスの向上を実施。また、投入量の限界から行えなかった分類格付等の詳細化を図り国民・企業の協力に基づいて得た調査票情報の価値を最大化。
- ④ 各府省共同利用型システムの運営管理や統計データの二次的利用の基盤整備など新たな事業を通じて、行政・国民の双方に直接のチャンネルを構築し、各府省の統計、各国の統計を含めたあらゆる統計情報の一元的な照会窓口、一元的な提供窓口の役割を果たしつつあらゆる統計情報を多角的に提供。
- ⑤ 製表技術（補完・検査・自動化）や統計データの二次的利用について、大学等の研究機関と共同研究・共同事業を実施し、当該成果により、一層の統計の品質の向上、情報提供サービスの向上、効率性の向上を実現。
また、これらを通じて統計センター職員が持つ技術レベルを学術的に認められる水準まで高め、発信することにより、統計を志す優秀な学生が自発的に集まる組織に成長。更に、大学等の研究機関とのチャンネルにより優秀な学生を安定的に確保し、まさに統計を愛する士気の高い専門家集団を形成。

- ⑥ 専門家集団を財産とし、各府省共同利用型システム等の新たな業務等を通じて統計の基盤整備機能等司令塔機能の一部（母集団情報整備・提供、情報システムの企画・運営（情報の統一的提供、データアーカイブ）、情報処理技術に対応した調査の在り方や統計改善等の研究）を強力にサポート。公的統計関係機関にとって必要不可欠な機関として広く認められる存在に成長。

統計センターにおいては、これらの将来的な目標を達成し、職員がやりがいと意欲を持って業務に邁進し組織として世界最高水準の統計作成・提供機関となることを目指してほしい。

むすび

時代の要請に応じた改革は、当然成し遂げられなければならない。しかし、その中で忘れてはならないことがあるはずである。統計行政についていえば、国民の共有財産である統計を正確性、信頼性を確保しつつ迅速かつ安定的に作成・提供することである。そういうことを考えながら筋の通った提言とすべく努力したつもりである。本提言は、統計行政関係者、統計利用者にはもちろんのこと、行政改革関係者にも理解していただけるものと確信している。

「統計制度改革検討委員会報告」抜粋

(平成18年6月5日)

現行の統計法制度は、創設来60年近くを経て、産業構造や調査環境の変化、統計情報の多様で高度な利用へのニーズの高まり、統計作成に係る各種リソースの制約等に直面し、経済社会の実態を十分的確に反映したデータを提供できるものとなっていない。端的に言えば、現在の我が国の統計には以下のような問題が現れている。

- ・ 多くの統計が各府省の個別行政への利用に供することを念頭に整備されている反面、社会が広く必要としているにもかかわらず十分に整備されていない統計が見られること
- ・ 統計作成の情報源として統計調査への依存度が大きく、諸外国で近年積極的に進められている行政記録の統計への活用が進んでいないこと
- ・ 現在の社会環境や統計に対するニーズ、情報通信技術の進展等を踏まえた統計の利活用が進んでいないこと
- ・ いわゆる分散型統計機構の中で、統計行政の調整機能が統計整備の方向性の提示やそれに沿った個別統計の整備といった能動的な役割を十分に果たし得ていないこと

個別業務の概要

(別紙2)

業務	概要
調査票の受付業務	調査票の受付業務は、配送されてくる調査票を受領し、調査票の数量、状態等をチェックの上、必要に応じて地方公共団体等に不足分等の確認・照会
調査票(OCR調査票)のデータ入力業務	入力業務は、OCR調査票で提出されたものについてOCR読み取り機器により電子化する業務である。この業務については、効率性の観点から各調査で共通の機器を用いており、経常調査・周期調査等の各調査間での機器使用計画を策定した上で、調査票の読み込みを行っている。
符号格付業務(OCR調査票以外の調査票はデータ入力業務を含む)	<p>符号格付業務は、調査票にフリーアンサーで記入された</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 産業・事業内容(国勢調査等) ii) 職業・業務内容(国勢調査、労働力調査等) iii) 収支項目(家計調査、全国消費実態調査) iv) 行動内容(社会生活基本調査) <p>などを基に、産業分類基準、職業分類基準、収支項目分類基準、行動分類基準に従って決められた分類符号(コード)を付与する業務である。</p> <p>これらの業務は、「①符号格付」、「②格付検査」のほか、符号格付が困難な場合に専門能力の高い職員が判断を行う「③疑義処理」、社会の変化により発生する新たな産業・職業・収支項目・行動の符号格付等への対応を確認する「④調査実施機関との連絡調整」や①から④の内容・傾向を分析・チェックする「⑤分析・検証」、そして①から⑤の情報を蓄積し次回以降の製表や他調査に活用するための「⑥情報蓄積」から成り立っている。</p>
システム運用・保守業務	製表におけるシステム運用・保守業務においては、開発された製表プログラムを稼動させるために、オペレーション仕様に沿って必要な磁気媒体をコンピュータ装置にセットし、当該装置に必要な命令を出し、演算結果を磁気媒体等に格納し、出力された紙媒体を所定の場所に運搬し、保存する必要のある磁気媒体を保存場所に格納するなどの業務である。